

## 令和4年度舟形町移住世帯向け食の支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山形暮らしの魅力を発信し、町内への移住を推進するため、令和4年度山形県移住世帯向け食の支援事業実施要綱（令和4年4月1日付けく魅第16号山形県みらい企画創造部くらすべ山形魅力発信課長通知。以下「県実施要綱」という。）及び令和4年度山形県移住世帯向け食の支援事業交付要綱（令和4年4月1日付けく魅第17号山形県みらい企画創造部くらすべ山形魅力発信課長通知。以下「県交付要綱」という。）に基づき、町、県、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「JA全農山形」という。）及び山形県醤油味噌工業協同組合（以下「醤油味噌組合」という。）が連携し、県外から町内に移住した世帯に山形県の米、味噌及び醤油を予算の範囲内で支給（以下「食の支援」という。）するため、必要な事項を定めるものとする。

### (支給内容)

第2条 食の支援の支給内容は別表第1のとおりとし、分割又は一括で支給するものとする。

### (支給対象)

第3条 食の支援の対象は、次の各号の全てを満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- (1) 令和4年3月1日から令和5年2月28日までの期間に県外から町に転入していること。
- (2) 転入前に、別表第2のいずれかの公的相談窓口を利用していること。
- (3) 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯
- (4) 世帯主が進学による異動でない世帯

2 前項各号の規定によらず、既に町内に在住する世帯と同居する世帯は支給対象外とする。

### (支給の申請)

第4条 食の支援を受けようとする者は、支給申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に令和5年3月10日まで提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 町長が必要と認める書類

2 前項の申請手続きを行うことができる者は、支給対象世帯の構成員（18歳未満の者を

除く。)とする。

(支給決定)

第5条 町長は、支給申請があつた場合は、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を、支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(発注、配送及び請求)

第6条 町長は、前条により食の支援を決定したときは、県実施要綱第8条第1項及び第2項の規定により、速やかに、発注するものとする。

2 米、味噌及び醤油の配送はJ A全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合があらかじめ県と協議した方法により、令和5年3月31日までに支給を決定した世帯に直接配送するものとする。

3 町長は、前項の発送後に、県実施要綱第8条第4項の規定により、J A全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合から請求された額を速やかに支払うものとする。

(支給決定の取消)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により食の支援を受けた者があるときは、その支給決定を取り消し、その旨を速やかに当該受給者に通知するとともに、支給した米、味噌及び醤油に支給に要する全額相当額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

品目	種類	数量
米	はえぬき	二人以上世帯：60kg
		単身世帯：40kg
味噌	醤油味噌組合が指定する製品	二人以上世帯：3kg
		単身世帯：2kg
醤油	醤油味噌組合が指定する製品	二人以上世帯：3ℓ
		単身世帯：2ℓ

別表第2（第3条関係）

公的相談窓口等名称	所在地等
やまがたハッピーライフ情報センター	東京都千代田区有楽町二丁目10-1
一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター	山形市鉄砲町二丁目19-68
山形県ひとり親家庭応援センター	山形市小白川町二丁目3-31
マザーズジョブサポート山形	山形市双葉町一丁目2-3
マザーズジョブサポート庄内	酒田市中町一丁目4-10
山形県ナースセンター	山形市松栄一丁目5-45
山形県福祉人材センター	山形市小白川町二丁目3-30
やまがたチャレンジ創業応援センター	県内各商工会議所、各商工会
山形県プロフェッショナル人材戦略拠点	山形市城南町一丁目1-1
山形県信用保証協会	山形市城南町一丁目1-1
山形県Uターン情報センター	東京都千代田区平河町二丁目6-3
やまがた21人財バンク	山形市城南町一丁目1-1
山形県若者就職支援センター	山形市城南町一丁目1-1
公益財団法人やまがた農業支援センター	山形市緑町一丁目9-30
一般社団法人山形県農業会議	山形市緑町一丁目9-30
山形県林業労働力確保支援センター	山形市大字長谷堂字馬場2265
山形県漁業就業者確保育成センター	酒田市山居町二丁目14-23
舟形町移住相談窓口	舟形町役場まちづくり課
その他、知事又は町長が特に認める公的相談窓口等	—

